

避難実施要領作成の手引き

～武力攻撃事態・大規模テロ等緊急対処事態に備えて～

平成22年3月

江 東 区

目 次

I. 国民保護計画における避難実施要領について	1
1. 避難実施要領とは	1
2. 避難指示のながれ	1
3. 避難実施要領への記載項目及び記載内容	2
(1) 国民保護法で定められている法定項目	2
(2) 避難実施要領に記載する項目	2
(3) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項	2
4. 避難実施要領の内容の伝達	3
避難誘導等の留意点	4
1. 各種の事態に即した対応	4
2. 避難誘導に係る情報の共有化と一元化	4
3. 住民に対する情報提供のあり方	4
4. 高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮	4
5. 避難誘導時における安全と秩序の確保	5
6. 学校等や事業所における対応	5
7. 民間企業による協力体制の構築	5
8. 住民の「自助」による取り組みの促進	5
避難実施要領共通モデル	6
II. 避難実施要領作成に当たっての考え方	7
1. 避難実施要領作成に当たっての想定事態	7
2. 各事態の特徴点	8
(1) 着上陸侵攻（大規模侵攻）の場合	8
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	8
(3) 弹道ミサイル攻撃の場合	8
(4) 航空攻撃の場合	9
(5) 大量殺傷物質による攻撃の場合（核物質）	9
(6) 大量殺傷物質による攻撃の場合（生物剤）	9
(7) 大量殺傷物質による攻撃の場合（化学剤）	9
3. 事態別パターン作成の考え方	10
III. 江東区の避難実施要領パターン	11
1. 区が作成する避難実施要領のパターン	11
避難実施要領パターン①（弾道ミサイル攻撃）	12
避難実施要領パターン②（ダーティボムテ攻撃）	15
避難実施要領パターン③（生物剤テロ攻撃）	17

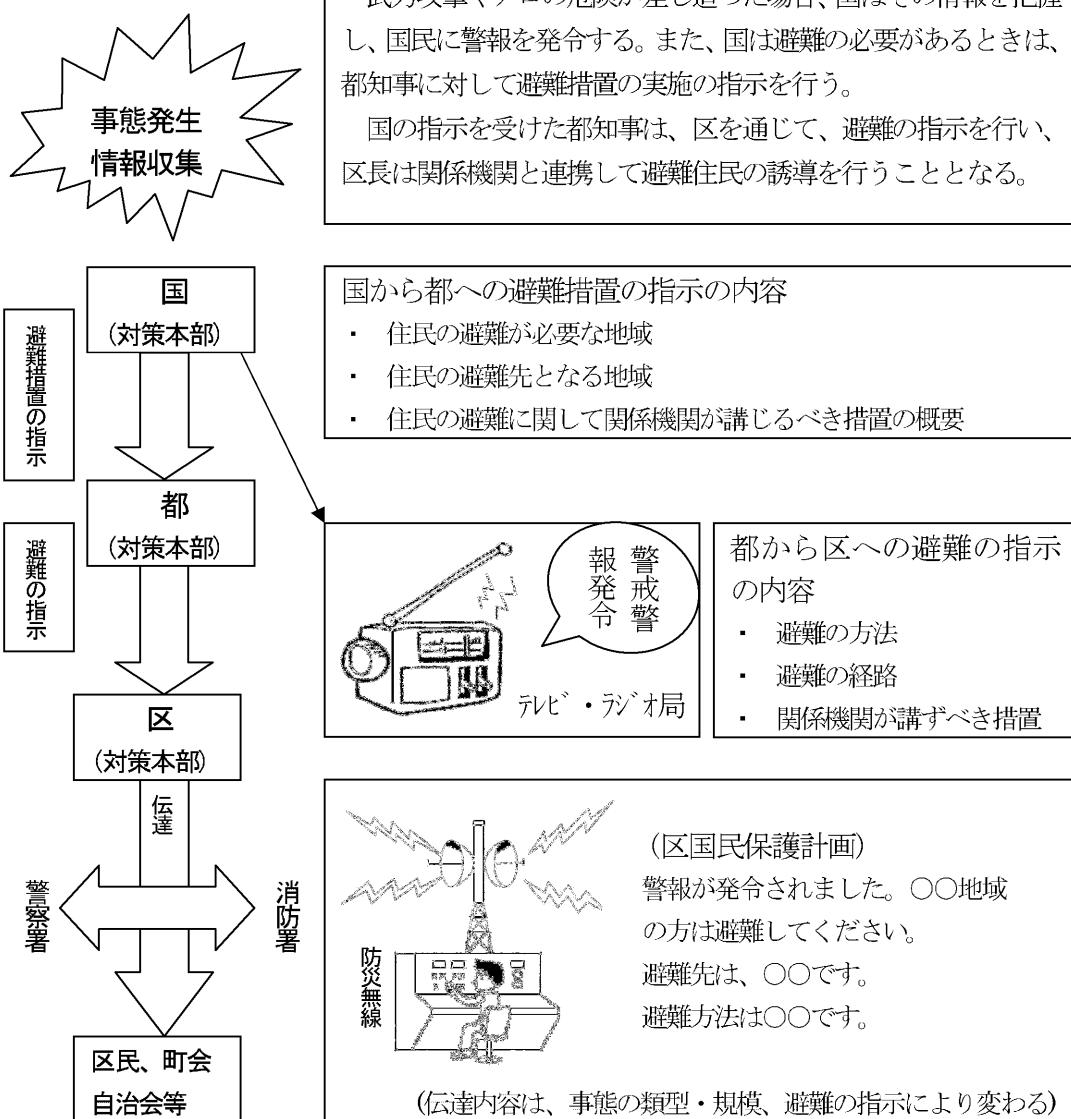
I 国民保護計画における避難実施要領について

1. 避難実施要領とは

武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。(国民保護法61条第1項)

避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を区民に示すとともに、避難に当たる関係機関が共通の認識のもとに、避難誘導が円滑に行えるために策定するものであり、都計画及び区計画に記載されている内容に沿った記載を行うことを基本とする。

2. 避難指示のながれ



3. 避難実施要領への記載項目及び記載内容

(1) 国民保護法第61条第2項において定められている法定項目は下記のとおりである。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区国民保護計画では、上記法定事項のほか、原則として、次に掲げる項目を避難実施要領において定めるとしている。しかし、事態の種類や規模によっては、その全てを定めるものではなく、現実に即して分かりやすく、柔軟に対応した内容とする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

区国民保護計画では、避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮することとしている。事態の種類や規模に応じ、柔軟に対応するものとする。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定

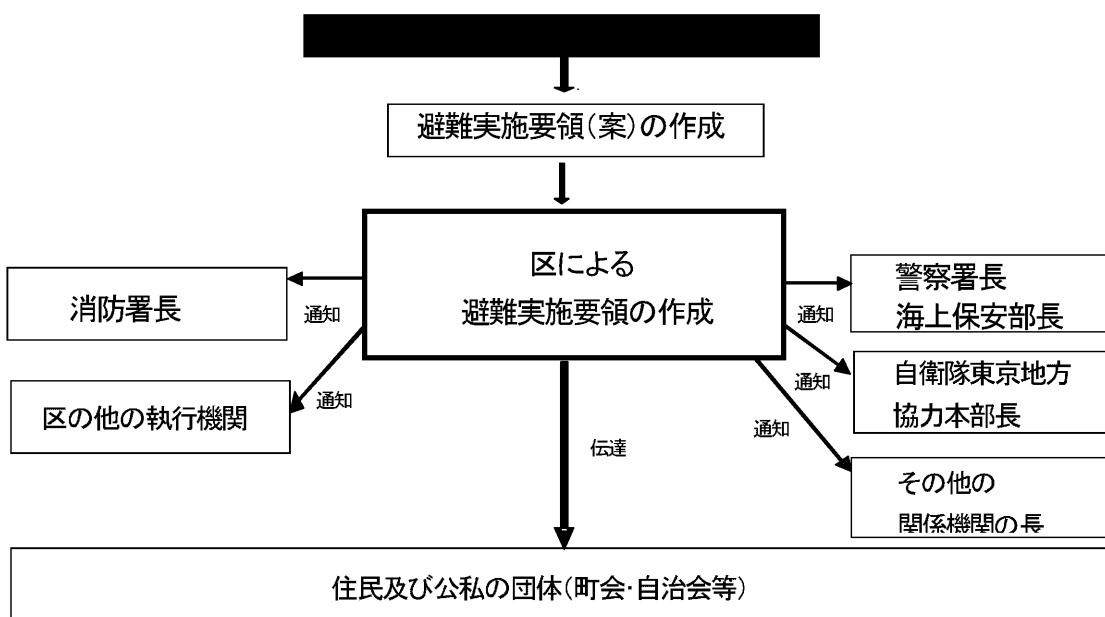
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

4. 避難実施要領の内容の伝達

区は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、区内に伝達することとなる。区内への避難の実施の伝達に当たっては、全ての区内に確実に情報を伝達するよう努めなければならない。

また、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、報道関係者に対しても、避難実施要領の内容を提供する。

避難実施要領の作成及び伝達の流れは下記のとおりである。



避難誘導時の留意点

1. 各種の事態に即した対応

- (1) 避難の誘導に当たっては、攻撃の類型及び時間的余裕があるか否か、局地的か広域的かで対応が異なる。常に事態に即した避難誘導を行うために、避難実施要領についても事態の変化を踏まえた修正を行う。
- (2) 限られた時間の中で、より多くの区民を避難させるには、必要となる措置に優先順位をつけなければならない。その際、区民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視して実施する。

2. 避難誘導に係る情報の共有化と一元化

- (1) 区民の避難誘導に当たっては、国の避難措置の指示に基づく都知事からの避難指示を踏まえた対応が基本である。
- (2) 現場において事態が刻々と変わる大規模テロ等においては、現地で活動する警察・消防・海上保安部・自衛隊など関係機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を考える必要がある。
また、国及び都の現地対策本部が設置された場合には、現地連絡調整所を速やかに設置し、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や避難誘導の効率化を図る。

3. 住民に対する情報提供のあり方

- (1) 避難誘導に当たっては、区民への適時適切な情報提供を行うとともに、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供するものとする。
- (2) 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい区民については、民生委員・災害協力隊等を通じた情報提供を行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが必要である。
- (3) NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えない事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、区は区民への情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮

- (1) 高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難誘導に当たっては、自然災害時の避難と同様に、十分な配慮が必要である。
- (2) 時間的余裕がなく、かつ支援体制が確保できない場合などは、屋内にとどまる方がより安全と考えられる場合は、自宅及び施設内に避難することを選択肢の一つとして考えることとする。
- (3) 国は、自然災害において、災害時要援護者への避難支援プランの全体計画と一人ひとりの要援護者の「個別支援プラン」の策定をすすめており、区での策

定が整い次第、国民保護における避難誘導においても自然災害と同様の取り扱いとする。

5. 避難誘導時における安全と秩序の確保

避難誘導にあたる職員及び災害協力隊は、危険地域への立ち入りや離脱の防止など住民の安全の確保と秩序の維持に努めるとともに、以下の点に留意する。

- (1) 武力攻撃や大規模テロから避難する住民は、恐怖心や不安感を強く抱いていることから、冷静沈着かつ毅然たる態度を保つことが重要である。
- (2) 誘導に際しては、防災服や腕章等の着用により、誘導員としての立場や役割を明確にして、その活動に理解を求める。(災害協力隊に特殊標章の腕章を交付する。)
- (3) 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促す。

6. 学校等や事業所における対応

- (1) 学校や大規模な事業所においては、まとまって行動する集団行動を避難の基本とするが、学校等において時間的な余裕がある場合は、保護者に連絡し、児童・生徒の引き取りを行う。保護者が職場や時間的に余裕がない場合は、学校の管理のもとに避難を行う。
- (2) 学校等や事業所における対応は、平素からの連携と訓練等による啓発と習熟が重要となる。

7. 民間企業による協力体制の構築

区は、区内大手企業4社と自然災害に伴う地域住民の救助活動の補助等に関する協定を締結している。武力攻撃やテロの発生に伴う退避や避難に関する警報や指示が出された場合においても、地域の避難誘導等に積極的な協力が確保されるよう、あらかじめ事前の理解を求めておく必要がある。

8. 住民の「自助」による取り組みの促進

阪神・淡路大震災の発災直後においては、「自助」が7割、「共助」が2割、「公助」が1割とされている。

テロなどの事態の発生直後にあっても、都や区の初動対応には限界がある。その場合においては、区民一人ひとりが個々のおかれている状況を判断し、近隣住民と協力しあいながら危険を回避することとなる。

避難の指示が出される以前の段階で、危険回避のための行動が取れ、「自助」「共助」の重要性を理解してもらうためにも平素からの啓発活動が重要である。

避難実施要領共通モデル

想定される事態の発生は突発的であることから、十分検討を行った避難実施要領を作成する時間的余裕がないことが予想されるので、当初は要点のみを箇条書きで記入し、簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

避難実施要領の記載項目及び内容に従い、基本的な書式を下記のとおり定める。

避難実施要領	
	江 東 区 長 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時現在
1. 事態の状況、避難の必要性	(ア) 避難を必要とする事態の状況 (事態の内容、発生日時、被害の状況等) (イ) 避難の必要性 (国及び都の避難の指示、自衛隊、海上保安庁等の避難の措置)
2. 避難誘導の方法	(ア) 避難誘導の方針 避難の対象地域 避 難 先 地 域 避 難 の 方 法 避 難 の 経 路 (イ) 避難指示の伝達 ① 伝達内容 ② 伝達方法
3. 区の避難誘導体制	
	① 対策本部の設置 ② 職員の配置体制 ③ 関係機関との連携 ④ 現地調整所の設置
4. 避難誘導時の留意点	① 災害時要援護者への配慮 ② 安否情報の収集 ③ 避難所における救護等 ④ 避難完了の確認・拒否者の説得等 ⑤ 要避難地域以外の区民等への周知 その他

II. 避難実施要領作成に当たっての考え方

避難誘導を円滑にすすめるためには、発生した事態の特性に適切に対応することが重要である。武力攻撃事態及び緊急対処事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い場合では特性が大きく変わることから、作成に当たっての想定事態を下図のとおりに示した。

1. 避難実施要領作成に当たっての想定事態（●は武力攻撃事態、○は緊急対処事態）

(1) 突発的かつ局地的な事態

① 屋外で突発的に発生

- ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃
- 緊急対処事態（大規模テロ等）

② 大規模施設等内で突発的に発生

- 緊急対処事態（大規模テロ等 N B C攻撃も含める）

(2) 突発的かつ広範囲な事態

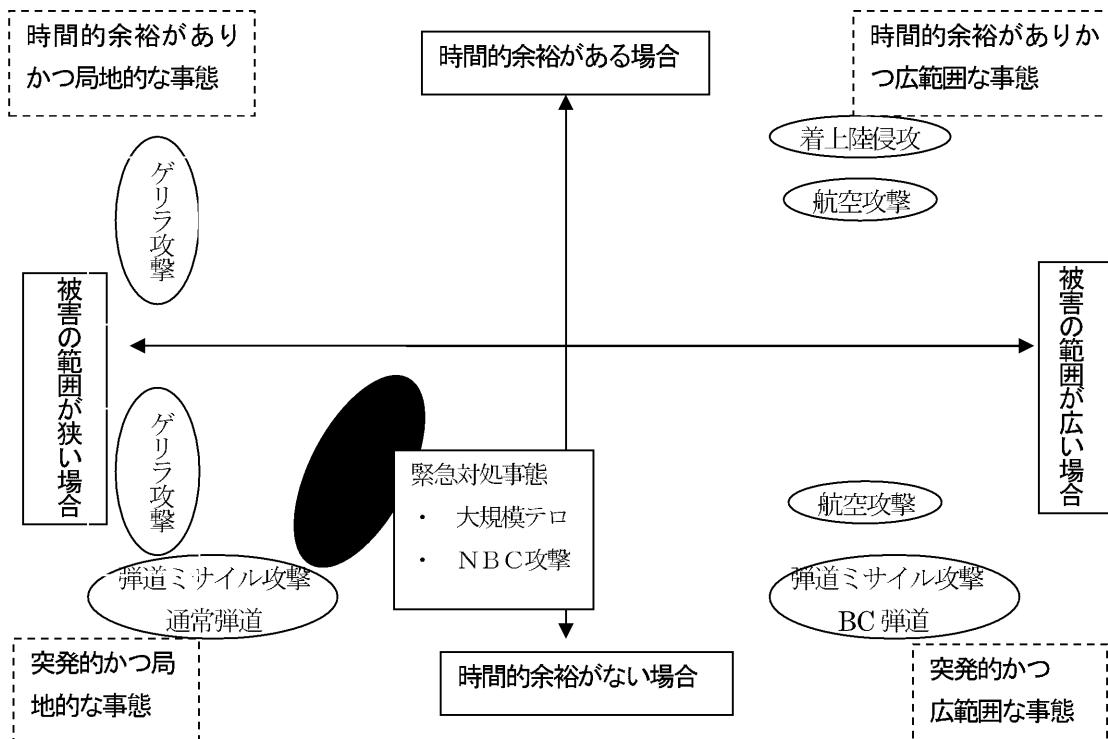
- 弾頭ミサイル攻撃
- 航空攻撃

(3) 時間的余裕があり、かつ局地的な事態

- ゲリラ、特殊部隊による攻撃

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態

- 着上陸侵攻（大規模な侵攻及びその前提となる航空攻撃）



2. 各事態の特徴点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なる。各事態の特徴については以下のとおりであり、避難の留意点及びパターンの作成の取り扱いについては下記のとおりとする。

(1) 着上陸侵攻（大規模侵攻）の場合

着上陸侵攻に伴う避難は、都の区域を越えることもあり、国全体の調整等が必要となることから、国の総合的な方針をもって対応する必要である。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

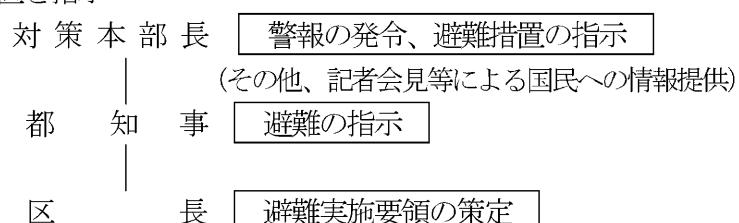
- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と平行して行われることが多い。警報の内容とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び警視庁からの情報と助言等を踏まえ、現地調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。
- ② 区内には、生活関連施設等(国民保護法第102条、施行令27条)は少ないため、被害は乗降客数の多い駅や大規模集客施設などに限定されると考えられる。住民に危害が及ぶおそれがある場合、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動することとする。

(3) 弹道ミサイル攻撃の場合

- ① 弹道ミサイル攻撃においては、発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやEM-NETなどを通じてその内容が伝えられる。その後、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令された時は、着弾地域を特定することが極めて困難であることから、できるだけコンクリート造りの施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することが基本となる。

(弹道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- ② 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される国の避難措置の指示及び都の避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

着弾以降は、国全体の調整等が必要となり、国の総合的な方針をもって対応することが必要であることから、具体的な避難の対応については、定めないととする。

(4) **航空攻撃の場合**

航空攻撃は、その被害が弾道ミサイル攻撃の対応と類似するとともに、大規模着上陸侵攻の前提ともなるので、着上陸侵攻と同様に国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

(5) **大量殺傷物質による攻撃の場合 (N : 核 (物質) Nuclear)**

核兵器の他、放射性物資を爆薬によって飛散させるダーティボムがある。

ダーティボムは、核兵器に比べると入手しやすいことから、使用される危険性は高い。核爆発ほど大きな被害は生じないが、爆薬による被害と放射能汚染による被害が生じるため、屋内退避等の措置が必要である。

(6) **大量殺傷物質による攻撃の場合 (B : 生物剤 Biological 例 天然痘、炭そ菌他)**

人に知られず散布が可能である。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼす。多くの国民が免疫を持たない感染症の病原体が使われた場合、爆発的に感染が拡がり大きな被害を生じさせる。

生物剤の種類によっては、水等による早急の除染や薬剤投与の措置を行う。

(7) **大量殺傷物質による攻撃の場合 (C : 化学剤 Chemical 例 サリン他)**

急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。特に建物内、交通機関内部など閉鎖的空間で発した場合に被害が大きい。

物質の比重や風向等気象状況により、拡散の方向等が異なることに留意し、早急の避難や医療措置が必要である。

3. 事態別パターン作成の考え方

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
着上陸侵攻	×	着上陸侵攻に伴う避難は、都の区域を越えることもあり、国全体の調整等が必要となり、国の総合的な方針をもって対応することが必要。よって平素から係る避難を想定した具体的な対応については定めない。（区計画75頁）
ゲリラ、特殊部隊による攻撃	○	
弾道ミサイル攻撃	○	弾道ミサイル着弾以前についての避難については、国の避難の指示に基づいて定めるが、着弾以降は、国の総合的な対処方針に従うことから、着上陸攻撃に準じて具体的には定めない。
航空攻撃	×	大規模着上陸侵攻の前提となる航空攻撃は着上陸攻撃に準じて具体的には定めない。

緊急対処事態(大規模テロ等)	作成	作成しない理由
大規模集客施設への攻撃	○	
大量殺傷物質による攻撃	○	
交通機関を破壊手段とした攻撃	×	弾道ミサイル攻撃と類似する部分があるので作成しない。

今後、東京都及び区独自の訓練を実施する中で、○ゲリラ・特殊部隊による都市中枢施設や大規模生活関連施設への攻撃。○ターミナル駅等の大規模集客施設等への攻撃にともなう避難実施要領のパターンを追加するなど、隨時本手引きを見直していくものとする。

III. 江東区の避難実施要領パターン

1. 区が作成する避難実施要領のパターン

区が作成する避難実施要領の想定パターンは以下のとおりである。実際の武力攻撃事態については、攻撃パターンや規模、発生場所や発生時間等により区の対応は大きく変わる。

弾道ミサイル攻撃をパターン①、東京都が平成20年に行った東京ビッグサイトでのダーティボム攻撃の実働訓練の想定をパターン②、平成21年に行った生物剤を使ったバイオテロの図上訓練の想定をパターン③として作成した。

パターン1 (突発的で、広域的な武力攻撃事態が発生した場合)

○ 弾道ミサイル攻撃

国民保護基本指針では、弾道の種類を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾道の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なると記述されている。また、発射された段階で攻撃目標(着弾地点)を特定することが極めて困難である。

参考事例:湾岸戦争時、イラクによるイスラエルへのミサイル攻撃

パターン2 (突発的かつ局地的な事態)

○ 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃 (ダーティボム)

爆薬と放射性物質を組み合わせた物で、爆薬による被害と放射能汚染による被害が生じる。核兵器に比べると入手しやすいことから、使用される危険性は高い。

参考事例:平成14年5月、アルカイダに心酔している米国人がダーティボムを製造・使用しようと計画した容疑で逮捕され、世界を恐怖に陥れた事件

パターン3 (突発的かつ局地的な事態)

○ 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃 (生物剤)

人に知られることなく散布することが可能。発症するまでの潜伏期間に移動することにより、散布が判明したときには感染者が拡大する。

参考事例:平成13年9月、同時多発テロと同時期に郵便物に混入された炭そ菌がアメリカ政府関係者に送られたテロ事件

《事態の概要　弾道(通常)ミサイル攻撃（想定シナリオ）》

- ・ 政府は、わが国を標的とした弾道ミサイルの発射の兆候が数多くあることから、発射に備えた対応を講じることができるよう、本日、午前〇〇時に警報を発令した。また、あらかじめ避難の準備が行えるよう、都知事に対して避難措置の指示を行った。
- ・ 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、東京都及び23区全域に対して武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。

このため、区は国民保護対策本部を立ちあげ、ミサイルが発射された場合において住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民が取るべき行動について周知するために避難実施要領作成の準備に入った。

- ・ なお、政府は、弾道ミサイルを迎撃する体制を全国〇箇所で確立している。

避難実施要領

江 東 区 長

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

(ア) 事態の状況

国は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備え、本日〇月〇日、警報の発令を行った。ミサイルの着弾地域を特定することは極めて困難であるが、事態が切迫し、東京への着弾も十分考えられる状況となっている。

政府は、本日、午前〇〇時に警報を発令し、都知事に対して避難措置の指示を行った。また、本事態を武力攻撃事態と認定し、東京都及び23区全域に対して武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。

(イ) 避難の必要性

着弾した場合の被害は極めて大きいことから、被害を最小限にとどめるために区民ができるだけ堅牢なコンクリート造りの施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難するよう周知する。

2. 避難誘導の方法

(ア) 避難誘導の方針

着弾地点により、要避難地域及び避難先等が大きく変わるため、着弾の確認及び弾道の種類が確認されてから、国及び都の避難指示に基づいて避難誘導を行う。

- ① 要避難地域:国及び都の避難指示に基づき定める
- ② 避難先地域:国及び都の避難指示に基づき定める
- ③ 避難の方法:国及び都の避難指示に基づき定める

	<p>④ 避難の経路:国及び都の避難指示に基づき定める</p>
(イ)	<p>避難指示の伝達 国及び都の避難指示に基づき定める</p>
3. 区の避難誘導体制	
(ア)	<p>江東区国民保護対策本部の設置 区は、国の武力攻撃事態対策本部設置の指示に基づき、本日午前〇〇時、江東区国民保護対策本部を設置した。</p>
(イ)	<p>警報の発令・伝達 政府は、本日〇月〇日、午前〇〇時〇〇分に警戒警報を発令しており、区は直ちに防災行政無線、一斉情報システム及び広報車等で全区民に伝達した。 避難指示の伝達 ① 防災無線による伝達(発射前の例) こちらは江東区です。警報が発令されました。弾道ミサイルが発射されるおそれがあります。外出を取りやめ、できるだけコンクリート造りの施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難して下さい。 ② J-AERTによる伝達(発射後の例) 国民保護サイレン音 ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。</p>
(ウ)	<p>職員の配置体制 避難の実施が必要になる場合に備えて、必要な人員を確保する。 ① 要避難地域※への広報車による避難指示の伝達要員 ※着弾地点から半径〇km圏内の地域、国及び都が決定する。 ② 避難施設の開設及び運営要員 ③ 救護所の開設要員</p>
(エ)	<p>関係機関との連携 ① 着弾が本区及び近隣区になった場合、本区の避難住民の近隣区への受入依頼、近隣避難民の本区への受入ができるよう都及び近隣区と十分な連携、調整を図る。 ② 避難経路における交通規制等の場所、内容、方法について警察と協議し、消防署・消防団と連携して避難誘導を行う。</p>
4. 避難誘導時の留意事項(着弾が本区及び近隣区になった場合)	
	<p>① 災害時要援護者の避難手段への配慮 自力避難が困難な災害時要援護者については、自家用車の使用及び府有車による搬送を行う。</p> <p>② 安否情報の収集 避難所が開設された場合には、避難収容者の名簿を作成する。</p> <p>③ 避難所における救護等 避難者に対しては、防災備蓄物資を活用して食料、飲料水等の提供を円滑</p>

に行う。

④ **避難完了の確認・拒否者の説得等**

要避難地域においては、避難完了の確認を行うとともに、警察と連携し地区内の安全管理活動を行う。

⑤ **要避難地域以外の区民等への周知**

安全が確認されるまでの間は、外出を避け屋内に退避し、テレビ、ラジオからの情報及び区の広報に注意を向けるよう、防災行政無線、広報車等によって周知する。

《事態の概要 ダーティボム攻撃(想定シナリオ)》

- ・ 国内数箇所で爆弾テロが発生し、死傷者百数十名。都内の施設に対しても爆弾テロ(放射性物質を含む)の犯行の兆候を捜査機関が入手。国は、緊急対処事態を認定し、自衛隊の部隊を都内に配置。都も緊急対処事態本部を設置。
- ・ 外国の要人多数が参加する東京ビッグサイトへの不審情報を得て、事前に爆発物対策部分隊、警察犬、銃器対策部隊などを事前に配備し警戒を強化中のところ、午前〇時〇〇頃、3人乗りの不審車両を発見。職務質問をしたところ、警察官に発砲した後、ビッグサイト4階西展示場に逃げ込む。
- ・ 湾岸現場警備本部の要請により、警視庁航空隊の増強部隊が到着。催涙ガスの発射に伴い犯人側が発砲するも銃器対策部隊が応戦し、突入の後犯人グループを制圧する。犯人制圧後、制圧された犯人グループがビッグサイトイベント受付会場近くに仕掛けられた爆弾(放射能物質が混入されたダーティボム)を爆発させ、多くの死傷者が発生。消防・警察・自衛隊が連携して放射線の測定によるゾーニング※、救出・救助を行うとともに、イベント来場者や周辺事業所の従業員を海上保安庁・海上自衛隊の船舶により避難させる。※ある場所を目的のために特定し、区分けすること

避難実施要領

江 東 区 長

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

(ア) 事態の状況

ビックサイトイベント会場受付に来場者が50人ほど行列を作っている中、バスターミナルにバスが1台停車し、数名が降車した時点で、受付近くに仕掛けられた爆弾が爆発し、多くの来場者が負傷し横たわる。

ビックサイトからの通報を受け、放射能爆弾の可能性が高いとの捜査機関からの事前情報に基づき、N B C 災害の専門部隊である城東消防署大島化学機動中隊を中心とした部隊が到着。測定の結果、即座に放射線を検知しゾーニングを開始。

(イ) 避難の必要性

東京都による呼びかけで、現地連絡調整会議が開催。(都、江東区、警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安部、東京ビッグサイトほか)調整項目は、医療機関への搬送調整、放射性物質の飛散に伴い、影響が懸念される東京ビッグサイト及び周辺住民の退避区域の特定及び避難手段等。

都からの避難指示を受けて、区対策本部を開催。

2. 避難誘導の方法

(ア) 避難誘導の方針

	<p>① 区対策本部は、都からの避難指示及び現地対策本部の報告に基づき、被災地周辺、有明、青海、東雲、辰巳、豊洲地区については屋内退避を決定。</p> <p>② 東京ビッグサイト及びその周辺</p> <p>ビッグサイト各イベント会場滞留者は基本的にビッグサイト内に退避。 被災地風下の「ゆりかもめ」本社社員の避難は、ゆりかもめが運行停止中のため、東京海上保安庁の巡視船「いづ」に乗船して避難。避難誘導は区職員があたる。</p>
(イ)	<p>① 避難指示の伝達</p> <p>① 伝達内容</p> <p>こちらは江東区です。本日午前〇〇時、東京ビックサイトにおいて(放射能汚染を伴う)爆弾テロが発生しました。有明、青海、東雲、辰巳、豊洲地区の皆さんにはただちに屋内に退避してください。その他の地域の皆さんにはテレビ等の情報に注意してください。</p> <p>② 伝達方法</p> <p>防災行政無線、一斉情報配信システム及び広報車で周知する。</p>
3. 区の避難誘導体制	
	<p>① 区緊急対処事態対策本部の設置</p> <p>午前〇時、東京都の指示により防災センターに緊急対処事態対策本部設置。</p> <p>② 現地への職員配置と情報収集</p> <p>午前〇時、東京ビッグサイトに職員〇名を派遣し、情報収集を開始する。</p> <p>③ 関係機関との連携</p> <p>都及び警視庁、東京消防庁等と避難誘導で連携を図る。</p>
4. 避難誘導時の留意点	
	<p>区対策本部は、都からの避難指示及び現地対策本部の報告に基づき、屋内退避を決定したため、区民の避難誘導は行わない。</p> <p>「ゆりかもめ」本社社員の避難に当たっては、東京海上保安庁の巡視船「いづ」に乗船するまで誘導する。</p>

《事態の概要　　生物剤を使用した攻撃(想定シナリオ)》

- ・某国の研究機関から生物剤〇〇が盗難にあったとの情報を入手。その後国会、官邸、某国大使館などの重要施設に白い粉を郵送する事案が相次いで発生。
- ・国際テログループが我が国に対しバイオテロを計画しているという情報を入手。一部のマスコミが「国内でバイオテロ計画あり」と報道。
- ・国際テログループが都内で生物剤〇〇を散布すると犯行予告。都内で模倣犯による〇〇の脅迫事案が多発。議員会館に郵送された白い粉の簡易検知結果は、生物剤〇〇と確認された。警視庁は都健康安全センターに鑑定を依頼。都健康安全センターは、都福祉保健局及び厚生労働省に通報。生物剤〇〇の簡易検知結果を受け、東京都は危機管理対策会議を開催。
- ・前日の簡易検知結果を受け、東京都は区市町村危機管理対策会議等を開催。
- ・当日、東京フォーラム会場(F会場ホール2,000人)、ティアラ江東(大ホール観客約1000人)でコンサート開始。国際テログループが東京フォーラム及びティアラ江東で〇〇を散布する。国際テログループから「東京フォーラム、ティアラ江東コンサート会場で生物剤を散布した」との犯行声明を報道機関各社が受信。その後両会場から生物剤を検知。
- ・除染のため観客3,000人をシャワー施設のある江東区の東京ビッグサイト、辰巳国際水泳場、東京文化会館の3施設への移動を決定。

避難実施要領

江 東 区 長

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時現在

1. 事態の状況、避難の必要性

(ア) 事態の状況

国は、東京フォーラム及びティアラ江東で〇〇を検知したことから、両会場を閉鎖。ただちにシャワーでの除染ができる会場への移動と抗生物質による医療救護活動の開始が急務。施設外では〇〇は検知されていない。

(イ) 避難の必要性

東京都庁で災害対策本部会議を開催。(都、警視庁、東京消防庁、自衛隊、ほか)調整項目は、区内3施設への搬送調整、生物剤散布に伴い、影響が懸念される周辺住民の退避区域の特定及び避難手段等。

都からの避難指示を受けて、区対策本部を開催。

2. 避難誘導の方法

(ア) 避難誘導の方針

区対策本部は、都からの避難指示及び現地対策本部の報告に基づき、会場滞留者は基本的に地下大会議室及びその他の会議室に退避。その後、都が用意し

	<p>たバスが到着次第、辰巳国際水泳場に移動し、除染及び抗生物質の投与等を行う。除染及び医療活動の補助のための保健師15名の派遣を保健所に要請。</p> <p>周辺住民に対しては屋内退避を指示。しかし、周辺住民から区へ退避を求める電話が殺到するなど混乱が生じたことと、施設外での〇〇の検知がされていないことから、人心の不安を払拭するため、周辺特定地域については希望者のみ退避と避難所の開設を決定。</p>
(イ)	<p>避難の対象地域と避難先施設</p> <p>大島2丁目地域の避難所は第一大島小学校。毛利2・住吉2の避難所は、深川第七中学校、大島1・猿江2丁目はスポーツ会館を避難所として開設し、各施設に各15名の職員を派遣し、各種調整に当たらせる。その他の地域は屋内退避を優先し、避難誘導を実施しない。防災無線及び広報車で区民に周知。</p> <p>① 避難の方法、経路及び避難の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会場滞留者 都が用意したバス16台に乗車し、随時三つ目通りより辰巳に向かう。(バス一台に誘導のための区職員2名が各バスに搭乗) ○ 周辺住民 <ul style="list-style-type: none"> ・横十間川より東の大島2丁目地域の区民等 徒歩で第一大島小学校まで誘導する。(想定避難者数500人) ・毛利・住吉地区の区民等 徒歩で深川第七中学校まで誘導する。(想定避難者数500人) ・猿江地区及び大島1丁目の区民等 徒歩で小名木川クローバー橋を渡りスポーツ会館まで誘導する。 (想定避難者数1000人) <p>② 避難経路における職員の配置</p> <p>避難経路の要所30箇所に職員を配置し、各種の問い合わせへの対応、避難の開始や終了の状況などの連絡調整を行う。</p>
(ウ)	<p>避難実施要領の住民への伝達</p> <p>① 区は、防災無線、災害情報システム、区広報車及びホームページを用いて避難対象地域の区民に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>② 区は、避難対象区域内に所在する町会・自治会長、災害協力隊長、当該地域を管轄する。消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等での伝達を依頼する。</p> <p>③ 区は、都と連携し、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供するとともに放送を要請する。</p> <p>避難指示の伝達</p> <p>① 伝達内容 こちらは江東区です。警報が発令されました。ティアラ江東で生物剤によるテロが発生しました。周辺にお住まいの皆さんには、外には出ないで自宅及</p>

	<p>び各施設内に避難し、テレビ等の情報に注意しましょう。</p> <p>ティアラ江東から離れている地域の皆さんもテレビの情報に注意し、できるだけ外出はしないようにして下さい。</p> <p>② 伝達方法</p> <p>防災行政無線及び広報車で周知する。</p>
3. 区の避難誘導体制	
	<p>① 区緊急対処事態対策本部の設置</p> <p>午後〇時、東京都の指示により防災センターに災害対策本部設置。</p> <p>② 現地連絡所の設置</p> <p>午後〇時、都除染3施設に職員6名を派遣。情報収集を開始する。</p> <p>③ 関係機関との連携</p> <p>都及び警視庁、東京消防庁等と避難誘導で連携を図る。午後〇時、江東区災害対策本部の設置。その後、国の指示に基づき、午後〇時、江東区災害対策本部を緊急事態対処対策本部に名称変更。</p>
4. 避難に際しての留意事項	
	<p>① 災害時要援護者の避難手段への配慮</p> <p>避難地域内の要援護者のうち避難を希望する20名については、消防団及び災害協力隊の協力を得て、区が保有する車両でスポーツ会館まで輸送する。</p> <p>② 安否情報の収集</p> <p>各避難施設においては、避難収容者の名簿を作成する。</p> <p>③ 避難所における救護等</p> <p>都及び医師会と連携して、避難所における医療活動が行えるよう医師等を派遣する。また、万が一避難所において発病した場合に備え、患者の搬送体制、受入医療機関について都と調整する。</p> <p>避難者に対しては、防災備蓄物資を活用して食料、飲料水等の提供を円滑に行う。</p> <p>④ 避難完了の確認</p> <p>要避難地域においては、避難完了の確認を行うとともに、警察と連携し地区内の安全管理活動を行う。</p> <p>⑤ 要避難地域以外の区民等への周知</p> <p>安全が確認されるまでの間は、外出を避け屋内に退避し、テレビ・ラジオからの情報及び区の広報に注意を向けるよう、防災行政無線、広報車によって周知する。</p> <p>⑥ 誘導に際しての職員の留意点及び心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス搭乗者は必ず防護服を着用すること。 ・要避難地域に入る際には、必ず防護服を着用すること。 ・避難住民が過度に不安を抱かないよう、適切な情報提供と冷静沈着な対応を行う。